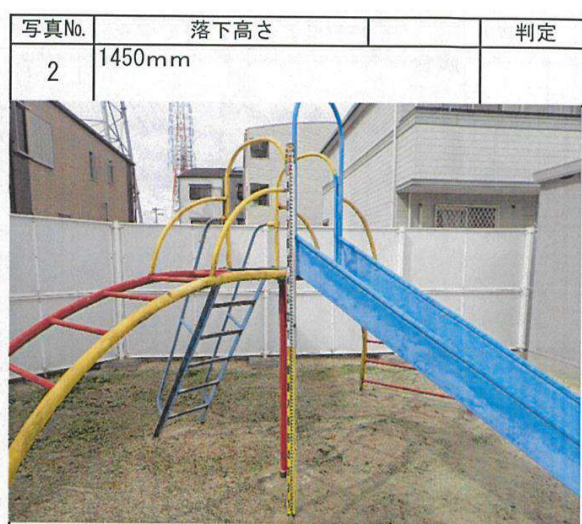


様式 8

修繕仕様書

	項目	担当課記入項目
1	件名	門真市立大和田こども園遊具修繕
2	場所	場所 門真市立大和田こども園 住所 門真市大橋町5番21号
3	履行期限	令和8年2月28日まで
4	修繕内容	○滑り台 ・別紙のハザード2に係る修繕（挟み込みの危険、ボルト突起部分による引っかかり・衝突の危険） ・別紙のハザード2に係る（安全領域解消のための滑り台移動・基礎の打ち直し） ・腐食によるささくれ等の修繕（別紙参照） ○鉄棒 ・現行のものを撤去・破棄し、新しい鉄棒を設置する置き換え修繕 ○ジャングルジム ・基礎の打ち直し修繕
5	履行前・履行後提出物等	完了報告書（写真付き）
6	図面	なし
7	金抜き設計書	なし
8	その他注意事項	・修繕の実施にあたっては保育幼稚園課及び門真市立大和田こども園職員と協議の上実施する。また、別紙の確認をしておくこと。 ・修繕の際には、社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」を遵守すること。
9	担当	こども部保育幼稚園課保育幼稚園グループ 担当者 ： 西原 直通番号 ： 06-6902-6714 FAX ： 06-6902-0656 メールアドレス ： chi03@city.kadoma.osaka.jp
10	注意事項	・履行にあたっては日本国の各種関連法令を遵守しなければならない。 ・個人情報等を取扱う場合においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報保護に関する関係法令及び別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。 ・履行後の検査に合格しないときは、直ちに補正を行い、本市の再検査を受けなければならない。 ・支払条件は特段の定めがある場合を除いて完了払とし上記検査完了後に発注者の指定する請求書により契約料金の支払を請求するものとする。 ・受注者の責に帰する事由により履行期限までに完了することができない場合において、発注者が履行期限後に完了する見込があると認めたときは、違約金を付して履行期限を延長することができる。 ・入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約履行時に、参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は、必要な措置を講じるものとする。 ・業務の処理に関し生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要となった経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰する事由による場合においては、この限りではない。



写真No.	出発部(手すり)	劣化	判定
7	腐食		B



写真No.	出発部(踊り場)	劣化	判定
8	腐食		B



写真No.	出発部(踊り場)	劣化	判定
9	腐食		B



写真No.	出発部(踊り場)	劣化	判定
10	腐食		B



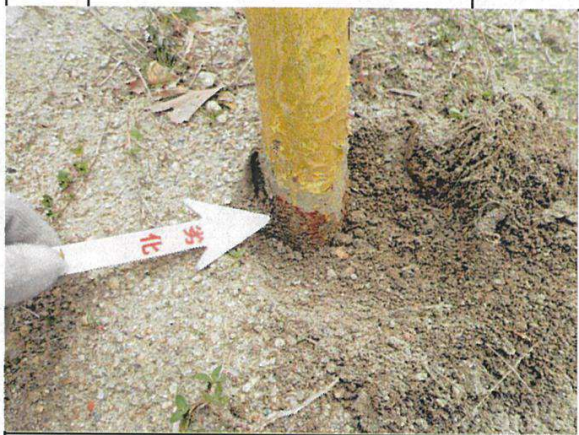
写真No.	支柱部(地際部附近以外)	劣化	判定
11	腐食		B



写真No.	支柱部(地際部附近以外)	劣化	判定
12	発錆		B



写真No.	懸垂はしご部	劣化	判定
13	腐食		B



写真No.	懸垂はしご部	劣化	判定
15	腐食		B



写真No.	頭部・胴体の挟み込み	規準一般	判定
17	手すりの隙間に頭部・胴体の挟み込みの恐れ		ハザード 2



写真No.	懸垂はしご部	劣化	判定
14	腐食		B



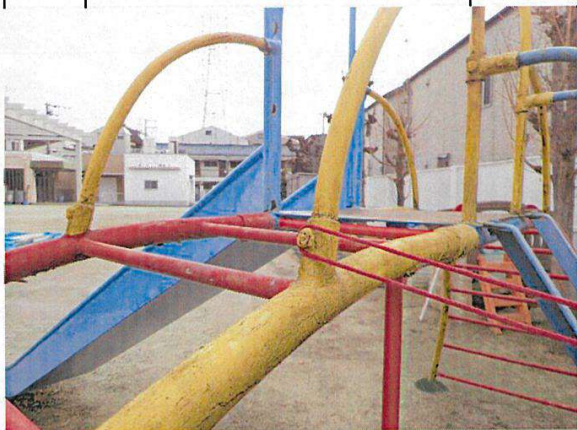
写真No.	懸垂はしご部	劣化	判定
16	腐食		B



写真No.	頭部・胴体の挟み込み	規準一般	判定
18	手すりの隙間に頭部・胴体の挟み込みの恐れ		ハザード 2



写真No.	ボルト/ナット類による突起	規準一般	判定
19	ボルト突出部分に引っ掛かりの恐れ		ハザード 1



写真No.	ボルト/ナット類による突起	規準一般	判定
20	ボルト突出部分に衝突の恐れ		ハザード 2



写真No.	ボルト/ナット類による突起	規準一般	判定
21	ボルト突出部分に衝突の恐れ		ハザード 2



写真No.	基礎の設計	規準一般	判定
22	土被り0mm		ハザード 1



写真No.	基礎の設計	規準一般	判定
23	基礎露出		ハザード 2



写真No.			判定

